

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2001-112441(P2001-112441A)

【公開日】平成13年4月24日(2001.4.24)

【出願番号】特願平11-327290

【国際特許分類第7版】

A 2 3 L 1/30

A 2 3 C 9/152

A 2 3 L 1/212

A 2 3 L 1/38

A 2 3 L 2/52

A 2 3 L 2/38

A 6 1 K 35/78

A 6 1 P 9/00

【F I】

A 2 3 L 1/30 B

A 2 3 C 9/152

A 2 3 L 1/212 Z

A 2 3 L 1/38

A 2 3 L 2/38 C

A 6 1 K 35/78 C

A 6 1 P 9/00

A 2 3 L 2/00 F

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月21日(2004.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁からなることを特徴とする粉末。

【請求項2】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる混合物から得られることを特徴とする搾汁液及び破砕物。

【請求項3】

血液の循環を活発にする物質及びカプサイシン様物質を有することを特徴とする、請求項1記載の粉末。

【請求項4】

血液の循環を活発にする物質及びカプサイシン様物質を有することを特徴とする、請求項2記載の搾汁液及び破砕物。

【請求項5】

請求項1記載の粉末、又は請求項2記載の搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする飲食品。

【請求項6】

飲食品が、乳飲料、その他の飲料水、調味料、健康食品、特定保健用食品、栄養補助食品

、健康補助食品、機能性食品及びその他の加工食品のいずれかであることを特徴とする請求項 5 記載の飲食品。

【請求項 7】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる粉末又はそれらの混合物から得られる搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする血液循環活発剤。

【請求項 8】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる粉末又はそれらの混合物から得られる搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする冷え性の予防治療剤。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明はピーマンの種子と胎座と隔壁の粉末と搾汁液及び破砕物、さらにピーマンの種子と胎座と隔壁が、血液の循環を活発にする物質及びカプサイシン様物質を含有するものである、前記粉末、搾汁液は慣用の方法で粉末化、搾汁化することにより得ることができる。まずピーマンの種子部（種子部は、図 1 で示すように、種子と胎座とからなる）と隔壁を取り出して乾燥させたあと慣用の方法にて粉碎して粉末化する、もしくはピーマンの種子部と隔壁を取り出して煮沸、熱風等で熱処理し乾燥させたあと粉碎して粉末化する。またはピーマンの種子部と隔壁をミキサーで破砕物としたあと圧縮、裏ごし等を行い搾汁液とする、もしくはピーマンの種子部と隔壁を煮沸、熱風等で熱処理しミキサーで破砕物としたあと圧縮、裏ごし等を行い搾汁液とする。